

組内要用書出一件（その一）

増野知象記

整理番号
11袋 23

はじめに
・読みやすく理解を得るために訓読とした
・半間とあるのは「なかも(仲間)」と読むのだろう

二-23 組内要用書出一件

増野知象記

慶応二寅の四月
昨丑の秋より、奥両組(宇谷・市丸)沸騰に付き縮る処、高津伊太郎・御中間嘉兵衛・市郎兵衛(一市)丸組にて尾木七郎左衛門、都合四人の者へ両組士・中間より義絶の申入れに付き、甚以て相濟まず儀、屹度御詮議仰せ付けられ候間、当組(宇谷)の処、侍・中間共に双方書き出し仰せ付けらる旨仰せ渡され候に付き、在郷証人高津良蔵呼出にて其の御沙汰いたし候事、高津伊太郎儀別御用市郎兵衛両人之処も爰元居合わせ候に付き、爰元証人より其の沙汰いたし候様申し付け候事、在郷証人の方へも爰元居合わせに付き、爰元にて沙汰いたし候様申し越し置き候様

在須佐証人・中尾栄へ申し付け候事、其の後高津良蔵拙宅罷り出候様、嘉兵衛・市郎兵衛両人の処は、爰元居合わせ候に付き(中尾)栄より其の沙汰致させ置き候条、追って書き出し取り締め、差し出し候様申し付け置き候事

同 書き出し左の通り

(宇谷組の書)

一 此度、高津伊太郎疎縁(遠)の儀仕り候は、去春回天軍差し立てられ、

侍・中間共、回天(重)付きに相成り、其の節一統に御座候処、其の後いかに心腹に相成り候哉、心底引き替え、一統の趣旨通りを外し、諸事一和し様相見え、兎角隠心仕り、裏腹に相見え、回天軍は討ち払い申す可くなど申し候事もこれ有り、毎々悪口雑言等間々これ有り候次第、あれこれ以て気の毒千萬に打ち過ぎ候内、本藩政府より正邪の弁別御糺し相成り、重役の御衆中も、夫々御道付(隠居)遠島などの処罰(仰せ付けられ、其の節、隊中より正義回復見届けとして)に付き、両組一統会議仕り候て中村泰一・西尾壯助罷り越し候に付き、其の後親類を以て段々説得相達し候ても会席をも仕らずに付き、俗論相唱い、都合此度の仕り見候えても、一向に回復くれ仕らず、

儀は尾木七郎左衛門同様、一致一和の訳にて御座候え、いづれ和熟と申す儀は相調わず候様に相見え、参り懸りとは申しながら心底を糺さず、前断あれこれの次第に付いては、右一条、物筋申出可くと存じ奉り候、折柄新山彦五郎(萩藩大組)殿より、其の段申出候処は宜しからず候間、身柄より委細承りたしとの儀に付き、参り懸りの趣、具に弁解仕り候処、新山申されるには、屹度其の処置に相行われ候様取り申し可くとの事に御座候処、半途の内、彦五郎殿山口表罷り出られ候に付き、林半七(奇兵隊参謀)方に頼み置き候由にて、半七方旅宿において新山伝え置かれ候書面もこれ有り、尚又委曲弁解仕り候処、都合は新山同様仰せ付けられ候迄は疎遠仕り候に付き、右の一件何分の御処置仰せ付けられ候は、其の段申し渡し置き候次第に御座候事苦しからず様申すに付き、訴、其の段申し渡し置き候次第に御座候事

寅の四月

宇谷組

(宇谷組の書)

一 御中間嘉兵衛・市郎兵衛事疎遠仕り候趣は、去春已来小平・新之丞・政右衛門三人の者、君家のため周旋として奇兵隊へ入隊仕り候に付き、彼者留守(のとき)諸役目等、残る半間(にて)被り相(かぶりあい)の儀
一 申し談じの節、両人の者被り相の儀、一向受け込み申さず、我意に相募り色々説得仕り候えども一向聞き入れ申さず、直ぐ様役所へ申出候事
一 前断躰の理不尽故、此等の儀に付いても傍輩の因みこれ無く、身柄より相隔たり候事
一 御家来中正義御改めとして血誓の儀は、上より仰せ付けられ候

儀と存じ奉り候えども、其の後市郎兵衛申す分には、澄川伊兵衛宅において半間の者へ改心血誓の儀は、彼の者の差図を以て仕らせ候と申し募り候事

一 相成り候時は、知行は差し上げ候様と申し、其の儀は嘉兵衛より小平へも通り懸りに申し付け候様の次第もこれ有り、其の儀は一段々聞き入れ申し候に付き、其の段、半間色々議論致し候時、一向申し訳これ無く謝り入り候事

一 右の者共重罪これ有り候に付き、親類の者よりいかが仕る可く哉と証人元迄申出候に付き、年寄証人申し合わせ見候処、基より養子の身分にこれ有り、実は下に於て相済み候時は親より家風に入れ申さず候と申し合せて、異変仕らせ様と内授け、親類を以て両親の者へ申し聞かせ候処、実は内授けの処御沙汰と受け込み、嘉平・市郎兵衛、須佐証人元罷り出、委細物語り仕り候処、
右の者受け込み頭へ引き連れ罷り越し、委しく申し入れ仕り候次第に付き、趣意承り度に付き、年寄証人呼び出しの儀、頭々より申し来たり早々罷り出候て、右跡の次第驚き入りたる儀申出、然る処兩人とも在郷証人元へも相届け申さず、改めて越し仕り候段、甚以て狼藉の作廻り、右様の儀御受け込み相成り候時は、追々にても組内の取り捌き押も出来仕らず段、頭宅に於て、委しく申し入れ候えば、頭其の外共に尤も千万の儀と仰せられ候事
一 前断の趣に付いては士・中間共に付き合ひ苦しく成るに付き、新山彦五郎殿・林半七方へ委細申し入れ候えば、其の儀は付き合ひ相成らずにても苦しからず候段、林半七より内授け相成り候に付き疎遠の儀申し入れ候事
一 嘉平・市郎兵衛兩人の者、追々疎遠仕り候後、煙硝場打廻り役召し仕われ候段、いがかの儀に御座候哉、彦五郎殿へ相尋ね候処、右役差し替えられ候様にと彼方より役筋へ申出置き候様相見え、左候えば公用とても付き合ひは仕らずて然る可く哉と申し候処、勿論公用たりとも付き合ひ相成らず候ても苦しからず段、授けこれ有り候事
一 前断の参り懸りに付き、上よりの御目当て御座候て召し仕われ候ても、下に於て一向付き合ひ仕り得ず候段、両組同意に御座候事

寅四月

宇谷組

(組頭・増野勝太)
前書の通り賞書両通相調え在郷証人高津良蔵持参の事、留守の儀に右持参の節、身柄御用中尾栄迄申置候段、良蔵いかに申し置候由、其の後愛元証人中尾栄呼び寄せの節、追々説得仕り候えども、一向聞き入れ申さず付いては、此の後にずれより仰せ付けられ候ても是迄の通り付き合ひは出来申さずと申す事、尚又高津伊太郎・嘉平・市郎兵衛より書き出しの儀、早々詮議致し候様と(中尾)栄より授け候処、良蔵申すは、

右の者三人の儀は是非愛元証人より直ぐ詮議
いたしくれ候様申す事の由に付き、いかか考え見候えども、御急ぎの儀にてはこれ有り、兎角申す内、遠々に相成りては御用も運び兼ね、旁に付き、愛元証人より直詮議の道理にして申し付け候由、実は在郷証人より詮議これ無きに付き、内々高津伊太郎より愛元証人まで差し出し候事

同二十七日

(高津伊太郎書)
一 御内輪沸騰一件下田万村へ回天軍屯集相成り候節より、上小川稽古場において奥両組會議致し候て、回天軍へ同腹致さずしては、諸隊より須佐同様因循引受けに相成り候ては不為に相成り候に付き、名前を以て氣脈を通じ置候様會議人数中申す事の日名前記し申さず、翌日左衛門・高津伊太郎兩人は不を着にて其の日名前記し申さず、翌日回天へ半間惣代として三浦栄之進・大塚寅樵・御中間式人参り通路の節、私宅立ち寄り、親類の高津久馬・私方迄参り私に是非進(勸)め、何分一応、同腹致し候様申すに付き、名前相印候て、惣代の者田万へ参り、同日罷り歸り懸け懸け私宅へ立ち寄り、回天引受けはいかが哉と申し候えば、荒々引受けは相成り候えども五六人、分て引受け相成らざる部もこれ有り候と
申すに付き、其の人柄はたれかと相尋ね候えども、兩人共に一向有無明かし申さず、是非せむと相尋ね候処、七郎左衛門・私良蔵、外に二三人も御座候由に御座候、引受け相成らず其の趣意はと相尋ね候処は、改心致さず候ては引受け申さず候様子に付き、右兩人共へ

私申す分に、何分回天には御内輪の者兎哉角と難を付け、罪は存心にや、世上触れ流し、須佐の事を悪し様に申し、左様の罪ならばいずれ戦争に及び、討つ様にも立ち行き、御内輪治まる事には参り申さずと申し候処、大塚寅樵大いに怒り、左様の事ならば寅樵申す分ならば入隊も出来申さず、私申し様には、是はたとえ咄と申すより、討つと申す訳にてはこれ無く、とくと御勘弁成られ、御聞きくださる可く候
と申し候処、然らば帰り、會議の評議致し候様申し候て宿元へ罷り歸り候事、直ぐ様私寅樵宿元へ参り候えば、増野直左衛門・三浦栄之進居合わせにて、只今田万より御歸り懸け、御咄に付き御胸に当たる事申し候処は、耳へも入れ成さらず様に御消し成され下さる可く候、
偏に御頼み申し候えば、居合わせ銘々も、議論いか様に申しても悪敷き事御断りとこれ有り候わば、勘弁付け申し候と申す次第にて、宜しく御頼み申し候と

寅樵へ申し候一件持ち出し、評議相成り候えども、幾心も寅樵へ断り申し候えば、いづれにも此一儀寅樵と差し向かいの事に候えば、断りは受け引き候えば、脇方には存知申さず候様の趣に相成り、寅樵落着致し候、申さぬ昔、聞かぬむかしに此一件弥々相済み申し候、
一 身上の処は一番是より始め申し候事此後次第は、去る六月ころ御内輪沸騰一件に於て四組一統集會仕り候、趣意沸騰一件治まり候迄は是迄の御手組を破り、組頭は除き回天軍と同意仕り候て、

○ 異変の節押し出しの趣意に相決し、左候えば大谷樸助
趣意同様に相寄り候えば、御先代様にも御手を入られず候故、

御手組を破り、回天軍と同腹に相成り、左候えは此度四組治め
隊と申し候て、治め度くと一統申し合儀宜しく相成り、回天軍へ同腹
致さずしては、正義の實行揚がらず、須佐因循者の手に返す返す回天軍
討たる時は、諸隊より須佐へ参り討ち破り候て、返す返す回天軍
方より申し通り、組中連判と西尾壯助申すに付き、會議
居合の儀は、諸隊より須佐に討ち破り申す候て、内乱に
脈通すばかり、諸隊より須佐に討ち破り申す候て、内乱に
相成りに付き、回天軍より申す分には、連判相濟申候、銘々下田万へ
稽古に奥組より罷り出候様申し候、其の時私言人は老年にて
御座候えは、田万へ稽古には得参り申さず、稽古仕らずは此時節、
取分け相濟せず御時節に候えは、身柄に相成る文、館中へ罷り出
稽古の所存はいかがかと申し、西尾壯助・高津久兵衛・
左様の所存は、取分け私に取入り申し候、私申す分には、回天軍へ
三浦利兵衛、取分け私に取入り申し候、回天方より左様の心得方
氣脈通じ置く計り相考え申し、連判除き名前は消し候様申すに付き、
私、然らば筆をかきし下され候様、筆取り直ぐ様名前消し候様申すに付き、
かくの如く仕りて宜敷きことに候哉、回天方より宜敷因循者は是を切り

除き候様申し候、其の後回天軍同意は益田石見様・周布治部
（兩人とも益田家後見人様へも四組治め隊と申し上げ候えども、其の筋相

違、御手組は破つて拵えると申す訳に御座候、趣意書を以て
仕り、御手組は破つて拵えると申す訳に御座候、趣意書を以て
須佐半間へ持ち出し、評議仕り見候えども、須佐半間不同意
にて、在郷へ趣意書取り歸る様子に御座候

一、其の後奥組、土・中間の内、多人数脱走仕り、其の後
罷り歸り候て、十月十九日西尾壯助・中村泰一
兩人、宇谷組澄川伊兵衛宅へ参り、奥組半
間中相集め會議仕り候て、其の夜五つ時頃に私方へ、申し
合わせ度き趣きこれ有り候に付き、右會議所へ罷り出候様御中間
式人を以て申し越し、其の節、氣分相に付き得参り申さず段返答に
及び候處、使いの者、左様の儀に候えは、土・中間兩組の者一同に
罷り越し候ても宜しき哉と申す事に付き、此方より罷り越され候様御頼み

は、仕らず候事に候えども、各中罷り越さる可く御所存ならば罷り越され候
ても宜しく候と申し置き、使いの者罷り歸り、其の夜直ぐ様、下藤左衛門

大塚寅樞兩人惣代として私宅へ罷り越し候て申す分は、何分
とも會議所へ御出成され、一同に申し合わせ候て一和相成り候様
申す事に候えは、是非とも御出下され候様と申され候えども、
私氣分相にて今夜は得参り申さず、明朝共ならば氣分
差し押さえ罷り出候、何分各中へ其の取計ならいなされ下さる可く候、
今夜申し合はる儀、私分は夜中に相成り候て仰せ越され、同名

茂平方へは今日九つ時、澄川方へ大會議にて申し合はる

二、御座候に付き、本家の伊太郎方へは御聞かせ成されず候様、
早速罷り出なさる可く候と申し越され候、様子承り、私方へは一同の
申し合はせ相成る事に御座候えは、一同には申し越されず候哉、左様の

會議所は得参り申さず候、半間大會議と申され
候ても様子承り候えは、中間大會議と申され
半間中會議と仰せ聞かされ候ても、中間分を私共半間へ
取り縮め候様には相成り申さず、此儀はかか、御中間分共
士へ半間の儀は、御座候に申され、尚更私儀は左様の半間分を
入れたくば御入れ成され候ても、今夜の処は氣分相に付き
得参り申さず計り、澄川伊兵衛宅に於て、兩組半間大會議に付き、
一、十月二十三日、澄川伊兵衛宅に於て、兩組半間大會議に付き、
使いと御座候、直所申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎
候様の儀に御座候、申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎
合の儀に御座候、申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎
四郎方へ咄合の儀に御座候、申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎
人もこれ有海、漸々御座候、申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎
公儀より渡海の儀に御座候、申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎
改の御座候、申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎
其の御座候、申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎
上は驚き入り候、申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎
是より驚き入り候、申候、何たる咄もこれ無く、銘々兼重五郎

中村泰一・西尾壯助兩人奇兵隊より差し越され候、會議
人数中より申し候、私とて、御上御改心遊ばされ候

儀に御座候、其の上血誓返も仕り候、各々方にも同様の御血誓成られ候事に
仕り候、御座候、其の上血誓返も仕り候、各々方にも同様の御血誓成られ候事に
御改心遊ばされ候、私尚以て改心仕る可く候、何いと申し候ても
御上次第、善悪とも守り奉り候、高津久兵衛口出しにて、
年寄り証人追々引き続き、賞様身上の儀は諸隊より國
賊と申し候、四組一同に、半間中より左様の人は半間の義絶
致し候様申し候、私申す分は、左様の罪諸隊より申し付けられ候に
付いては、諸隊へ御出せ聞かされ、御聞きなられずては此方にては存じ申さず、此間
は、諸隊へ御出せ聞かされ、御聞きなられずては此方にては存じ申さず、此間
の會

議の節は罷り越され候えども、諸隊も居合にて相分かり候事に候、今日
の會議には意味存じ候者これ無く、私共此度義絶
申し付けられ候時分、跡に御内輪沸騰これ無き候様に治まり事に
御座候哉、と返す返す、私に於ては身柄いかに相成り候ても、
治まり候様申すに、私に於ては身柄いかに相成り候ても、
御上の御為筋に相成り候事に、御座候えは、苦しからず、御内輪變
動治まり候様に、私に於ては身柄いかに相成り候ても、
今席切り請け申し候、此上は別儀ながら、半間中御存念共は御座
無く哉と申し候えども、半間中より外には存念これ無くと申し候に付き、
私申す

分は何分にも變動これ無き様跡々、御家御一和に相成り候様

肝要なる場に御座候と一言押し候、然らば前断の参り懸り
に御座候わば、伏して御頼み申し候と申し候、御座候えは、御助け相成り、御方便とも
以下次号